

一八世紀後半の楽譜校訂の方法

——ハヨーゼフ・ハイドン全集への立場から——

大宮 真 琴

一、楽譜校訂の方法

学問的な楽譜校訂の方法はいかにあるべきか、という問題に関して、つぎの諸報告は、それぞれの論題において、論拠をあたえる。

- (1) “Editionsprobleme des späten 18. Jahrhunderts”, in ‘Bericht über den 7. internationalen Musikwissenschaftlichen Kongress, Köln, 1958’. Berichterstatter: Georg Feder.
- (2) Georg Feder: “Urtext und Urtextausgaben”, in ‘Die Musikforschung’, XII, H. 4, 1959.
- (3) Joseph Haydn Werke. Richtlinien für Mitarbeiter. Herausgegeben vom Joseph Haydn-Institut, Köln. Dritte Auflage, 1966. (unveröffentlicht).

現在なお、おこなわれている、承服しがたい見解のひとつは、「純粹に学問的な唯一の楽譜出版は、作曲家の自筆楽譜の複写出版 (Faksimileausgabe) である」とするものである。(vgl., Lit. 1) 複写それ自体は、技術的な作業であって、学問の領域ではないが、これに何らかの解釈を加えた種類の出版 (Quasi-Faksimile; diplomatische Ausgabe) は、楽譜校訂の方法についての問題の出发点となる (vgl., Lit. 2). Feder: Urtext).

学問的な楽譜校訂の目的は、「原譜 (Originaltext) の再現 (Wiedergabe) にある」(vgl. Lit. 3)。

再現のための条件は、「正確で、明瞭で、完全で、読みやすく、また、できるかぎり演奏しやすい状態」の楽譜でなくてはならない (vgl. Lit. 2)。

学問的な楽譜校訂のための因子は、(1) 資料 (Quellentexte) と (2) 方法とである。この二つの因子を異議なく充足したときにのみ、「kritische Ausgabe」という語が使われるべきである。

資料に関しては、当該作品の直接的・間接的な楽譜すべてを蒐集し、それら資料間の脈絡・伝承などの相互関係を説明し、可能なかぎり、作曲家の意図したテキストを確定しなくてはならない (vgl. Lit. 2)。

作曲家の意図 (Willen) を説明することとは、「校訂者が創造力を發揮して霧に包まれた作曲家の表象を一つの作品につくりあげることではなく、作曲家が実際に書いた、あるいは承諾した Originalquellen にもどる」作品を確定することである (Lit. 2)。

Urtext は Urquille である。しかし、Urtext 以外にも Originaltexte が存在するので、その場合には、Quellenkritik の方法にしたがって、Urtext をよくめた種々の Quellen を「優位性の順序にしたがって配列し、作曲家の蓋然的な意図を確定する」(vgl. Lit. 2)。

Originaltext が失われている場合には、演奏に使用されたような副次的な資料を蒐集し、系統だてて配列し、相互に補充し、是正し、明確にすることによって、作曲家の意図を類推する (vgl. Lit. 2)。

作曲家の意図は、(1) Schreibeintention と (2) Verlanglichungs-

intention とにわかれる。このうち、Quellenkritik の到達すべき第一義的目標は、作曲家の Schreibintention の表われているテキストである。しかし現代においては、作品の時代の演奏習慣をふくめた、作曲家の Verlanglichungsintention を、校訂楽譜に反映させようと試みる。その際、とくに Artikulation, Dynamik, Ornamentik などに関して、校訂者にある程度の自由さが許される結果を生ずる。この理由によって、同一の Quellengrund にもとずいても、なお種々の校訂が成立しうるのである。このような場合、校訂者の根拠は、すべて “kritischer Bericht” に明示されなければならない (vgl. Lit. 2)。

演奏の細部に関する指示、たとえば Fingersatz や Generalbassaussetzung などは、実用的楽譜 (praktische Ausgabe) の必要条件となっている。しかしながら、実用的楽譜といえども、第一義的な校訂の方法に関しては、学問的でなければならず、学問的楽譜 (wissenschaftliche Ausgabe) と実用的楽譜とのあいだに本質的な方法の相異はありえない。しかも wissenschaftliche Ausgabe は、実用的でもありうる。

資料の価値は、つぎの順位によって判定される。(1) Autograph. つねに最高の価値をもつ。(2) authentische Abschriften u. Drucke. その内容は、(a) 作曲家自身が訂正をくわえたり、署名している筆写譜、(b) 作曲家と密接な関係のあったコピーストによる筆写譜、(c) 作曲家が校正をおこなった出版譜、あるいは作曲家からの直接の資料にもとづく出版譜。(3) 雑多な伝承経路による資料。(a) 伝承経路の不明な筆写譜、(b) 無許可出版譜、(c) のちの時代の出版譜 (vgl. Lit. 3)。

すべての資料は、*Quellenkritik* の結果、つぎの三段階に価値づけられる (vgl. Lit. 3)。

(1) *Hauptquelle*. 自筆楽譜はつねに *Hauptquelle* となる。自筆楽譜がない場合には、*authentisch* な筆写譜か出版譜が選ばれるが、唯一的な顕著な価値を決定しがたい場合には、同等の価値をもつ、二または三の資料を *Hauptquellen* とする。

(2) *Nebenquelle*. 通常、一ないし三の *authentisch* な筆写譜または出版譜が選ばれる。*authentische Nebenquellen* が得られない場合には、二または三の、最良かつ相互に独立的な伝承径路をもつ資料が選ばれる。*Nebenquellen* は、すべての点で *Hauptquelle* と比較・検討される。*Nebenquellen* からの修正・補充には、すべて括弧が用いられ、校訂譜に明示された以外の、すべての *Quellen* の異同は、*"kritischer Bericht"* に記述されるべきである。

(3) *Weiterquelle*. その他の資料は、比較・検討の結果、無価値であることが確証されれば、すべて排除される。

二、伝承径路の研究による *Quellen* の評価

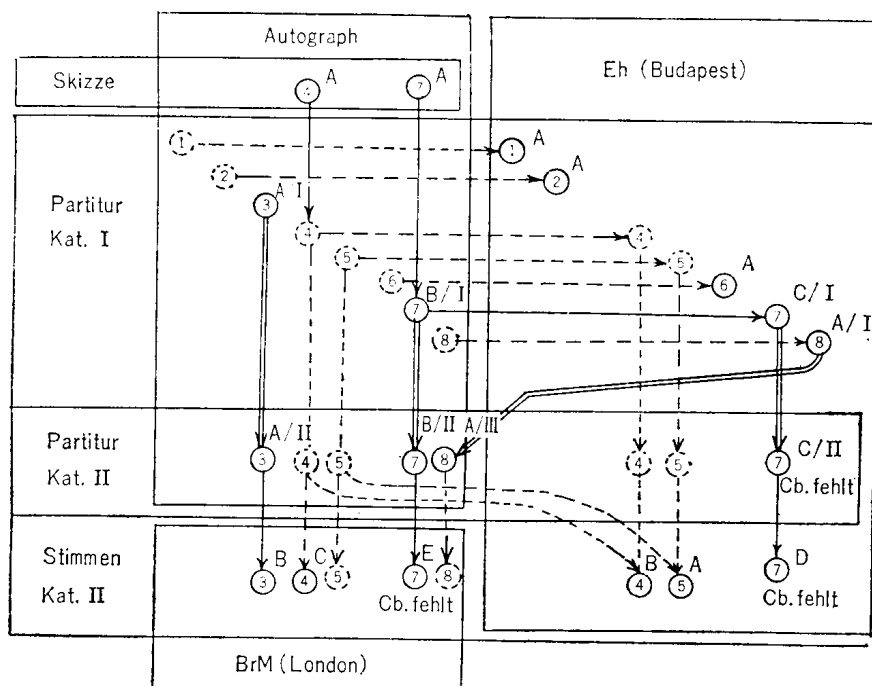
ヨーゼフ・ハイドン リラ・ノットウルノ第七番 (Hob. II: 31) 自筆楽譜には、三種の *Quellen* が複合されている。第一の記入は、九楽器 (2 リラ、2 ホルン、2 クラリネット、2 ヴィオラ、1 チェロ) のための、一七九〇年ハイドン自筆楽譜である。第二の記入は、一七九二年 (と考えられる)、ロンドンにおいて、ザロモン演奏会で、ディヴェルティメントとして演奏するために、ハイドン自身がおこなった、(1) 楽器の変更 (2 リラをフルートとオーボエに、2 クラリネットを2 ヴァイオリンに)、(2) 楽器の追加 (コントラバス声部の

書きくわえ) である。第三の記入は、のちの時代のイギリス人がおこなった加筆で、スラーなどの演奏上の表示と、ダイナミック記号、およびチェロ声部に倣ったコントラバス声部の加筆がおこなわれている。

この三種の *Auffassungen* のうち、第一と第二のものは、*Urquellen* であるから、とうぜんこの曲の *Hauptquellen* となる。しかし、第三の未知のイギリス人による加筆は、つぎの二点の理由によって、*Weiterquelle* として排除されるべきである。(1) 様式的理由。この加筆は、ハイドン自身の記譜様式からきわめて遠い。現存するリラ・ノットウルニ (八曲、Hob. II: 25-32) のすべての *Autographe u. authentische Abschriften* と比較して、とくにスラーの無秩序な多用がめだっている。

(2) リラ・ノットウルニのすべての価値ある *Quellen* は、明瞭な伝承をもっている。すなわち、① 一七九〇年、2 リラを含む第一の版の自筆楽譜。Kategorie I (現存、第三番・第五番)。② この自筆楽譜から直接に筆写された総譜。Kat. I. (現存、Nationalbibliothek Széchényi, Budapest 所蔵 Eh 記号筆写総譜、第一、二、六、七、八番。うち第八番は、Bibliotheca Musashino *Academiae Musicae* に所蔵されているが、紙質、筆跡から Eh 系列であることが確証される。) ③ 一七九一二年、ロンドンにおいて、ザロモン演奏会のためにおこなったハイドン自身による楽器変更 (2 リラをフルートとオーボエに、2 クラリネットを2 ヴァイオリンに) と、コントラバス声部の書きくわえと、一部のテキスト変更。Kat. II. (現存、自筆楽譜、第三、七番、筆写総譜第八番。後者もロンドンに携行したと考えられる。) ④ 前項の総譜より作製

Abb. 1 : Überlieferungen der Quellen von
Joseph Haydns '8 Lyrennotturmi'
(Hob. II : 25—32)



されたロンドンのザロモン演奏会用のパート譜。イギリスのコピストにより作製され、ハイドン自身の楽器表示や署名をもつ。(現在、British Museum 所蔵 BrM 系列、第三、四、七番。他に第五、八番は、この系列の演奏用譜が作製されたが、消失したものという

推定が或り立つ考えられる。ロンドンでの演奏譜五曲という数は、現存の演奏記録と符号する)。⑤一七九一—二年のロンドンでの改変 Kat. II を、Eh 系列の筆写総譜 Kat. I に適用した改変。(現存、Eh 第七番)。⑥前項の筆写総譜より作製された Eh 系列のパート譜。Kat. II. (現存、Eh 第四、五、七番。ただし、第四、五番は、③項のロンドン総譜 Kat. II. から直接、作製された可能性もある)。

以上の伝承を図示すると、Abb. 1 のようになる。

現存するすべての Quellen は、前述の伝承径路に適合する。したがって、第七番の自筆楽譜に加えられた第三の版が、authentisch なものである論拠はどこにもない。

三、校訂楽譜批判

ハイドンのクラヴァー・ソナタ第三三番 (Hob. XVI : 33) は、(1) Autograph, (2) authentische Abschrift, (3) authentische Druck を欠いており、(4) authentisch でない筆写譜六種、(5) 出版譜五種(2)のみを Quellen としている。このうち、(5)の出版譜五種(A……E)は、いずれも(4)の筆写譜六種のどれよりも価値が劣る。したがって Weiterquellen として排除されなくてはならない。その内容的な伝承は、Abb. 2 のようになる。(2)。筆写譜六種の内容的な伝承径路および評価は、Abb. 2 のようになる。

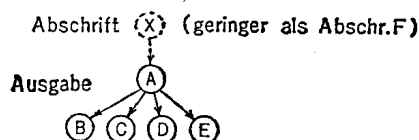
Anm. 1 Abschriften von Joseph Haydns Klaversonate Nr. 33 (Hob. XVI : 33) : (A) = WNat SM 9820 ; (B) = Bst Marburg Mus. ms. 10 111. ; (C) = Krom II A 66 ; (D) =

Gw 228; (E)=WNat SM 20.064; (F)=Krom II A 62.
Anm. 2 Ausgaben von Joseph Haydns Klaviersonate Nr. 33:
(A)=Beardmore & Birchall; (B)=Le Duc; (C)=André;
(D)=Breitkopf und Härtel; (E)=Pleyel.

Abb. 2. Überlieferungen und Bewertung der Abschriften
von Joseph Haydns Klaviersonate Nr.33

Überlieferung Bewertung	Gattung I	Gattung II	Gattung III
Haupt Quellen	(A)	---	---
Neben Quellen	(B) (C)	(D)	---
Weitere Quellen		(E)	(F)

Abb. 3. Überlieferung der Ausgaben Von Joseph Haydns Klaviersonate Nr. 33



は、筆写譜B、出版譜・B・D・E、および一八五五年版の Breitkopf u. Härtel 版であり、他の Quellen は、当時、未知であった。これらの Quellen の範囲内で、ヘスラーは学問的と称し得る校訂をおこなっている。第一楽章に一箇所、音の誤謬が含まれているが、これは Quellenbewertung の誤りに起因するものと考えられる。この版の総体的な価値の低きは、Quellen の貧弱さにもとづいている。
(2) Edition Peters, Haydn Sonaten. II, No. 20, 1937, hrg. von C. A. Martienssen. GA 33 は、お茶の水女子大学実用版である。校訂者は、(1) Vorschlagen, (2) Legatbogen, (3) Dynamikzeichen, (4) Ornamenten などについて、多数の独断的な Ergänzungen をおこなった結果、ハイプマンの Schreib- u. Verklänglichkeits-intentionen からは、遠く隔った楽譜となっており、Joseph Haydn Werke に採用されている、学問的な校訂の規準に照して、排除されるべき版である。

(お茶の水女子大学)

現在のこの曲の kritische Ausgaben など、二種の二種が刊行
されている。

(1) GA 33, 1918, hrg. von Karl Päsler. 使用された Quellen